

## 岡山県緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地震に対する建築物の安全性を向上させ、地震発生時における建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を防ぎ、災害応急活動等の円滑な実施を図るため、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等を実施する当該民間建築物の所有者に補助金を交付する市町村に対し、県が必要な助成を行い、もって公共の福祉に資することを目的とする。

### (通則)

第2条 岡山県緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第2条第1項に規定する耐震診断で、同法第4条第1項に規定する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添第1「建築物の耐震診断の指針」に基づき行うものをいう。
- 二 耐震改修 耐促法第2条第2項に規定する耐震改修で、基本方針別添第2「建築物の耐震改修の指針」に基づき行うものをいう。
- 三 補強設計 耐震診断の結果に基づき、地震に対して安全な構造となるよう行う建築物の耐震改修工事の設計をいう。
- 四 耐震改修等 補強設計、耐震改修及び除却をいう。
- 五 補助事業者 この要綱に基づき耐震改修等を実施する民間建築物の所有者に補助金を交付する市町村をいう。
- 六 緊急輸送道路 耐促法第5条第3項第二号の規定により、岡山県耐震改修促進計画に記載された道路をいう。
- 七 緊急輸送道路沿道建築物 耐促法第7条第二号に規定する建築物をいう。
- 八 耐震評価機関 岡山県建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱第10条の規定により知事が指定した機関、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定める耐震判定委員会設置登録要綱の規定に基づき登録を受けた耐震判定委員会又はその他知事が認めた機関をいう。

### (補助金の交付)

第4条 知事は、第1条の目的を達成するため、補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (事業要件)

第5条 この要綱の対象となる事業は、補強設計事業、耐震改修事業及び除却事業（以下、「耐震改修等事業」という。）とし、各事業の区分に従い、当該各号に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

#### 一 補強設計事業

- (1) 緊急輸送道路沿道建築物であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に工事着手されたものであること。

- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に違反していないものであること。ただし、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定以外の規定に違反がある建築物であって、その違反の是正が行われることが確実であると認められるものは除く。
- (4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの（この要綱による補助金の交付対象とする建築物（以下「補助対象建築物」という。）の敷地に接する道路が緊急輸送道路として岡山県耐震改修促進計画に記載された日以後に耐震診断が完了したものについては、耐震評価機関から耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの）であること。
- (5) 補強設計について、耐震評価機関から評価を受けること。
- (6) この要綱による補助金以外の補助を受けていないものであること。（住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱（令和7年3月31日付け国住街第145号、国住市第99号、国住木第111号。以下、「国交付要綱」という。）に基づく補助を除く。）
- (7) 一部除却を伴うものは、知事が認めたものに限る。ただし、建替えは対象外とする。

## 二 耐震改修事業

- (1) 前号に適合するものであること。ただし、補助対象建築物の敷地に接する道路が緊急輸送道路として岡山県耐震改修促進計画に記載された日以前に補強設計が完了したものについては、前号（5）は適用しない。
- (2) 地震に対して安全な構造となる旨の特定行政庁による勧告又は耐促法に基づく指導を受けたもので、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。
- (3) 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となること。
- (4) 倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。
- (5) 構造が耐震上著しく危険であると認められること、又は劣化が進んでおり、そのまま放置されれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。

## 三 除却事業

- (1) 緊急輸送道路沿道建築物であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に工事着手されたものであること。
- (3) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの（補助対象建築物の敷地に接する道路が緊急輸送道路として岡山県耐震改修促進計画に記載された日以後に耐震診断が完了したものについては、耐震評価機関から耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの）であること。
- (4) 倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。
- (5) 構造が耐震上著しく危険であると認められること、又は劣化が進んでおり、そのまま放置されれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。
- (6) 地震に対して安全な構造となる旨の特定行政庁による勧告又は耐促法に基づく指導を受けたもので、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。
- (7) この要綱による補助金以外の補助を受けていないものであること。（国交付要綱に基づく補助を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付を受けた場合（複数年度にわたる事業であって、当該事業が継続している場合を除く。）においては、当該交付を受けた建築物について、同一事業に係る補助金の交付を受けることはできない。

（補助対象経費、補助率等）

第6条 補助対象経費、補助率等は、事業区分に応じて別表に定めるところによる。ただし、補助対象経費について、消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額と、当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合にあっては、当該消費税仕入控除税額は、控除するものとする。

（交付申請）

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受ける際には次の書類を知事に提出しなければならない。

- （1）岡山県緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- （2）事業計画書（様式第2号）
- （3）収支予算書（様式第3号）

（事業内容の変更等）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、次の各号に定める区分により当該各号に定める書類を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助金の額に変更が生じるとき

- （1）岡山県緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付変更申請書（様式第4号）
- （2）変更事業計画書（様式第2号）
- （3）変更収支予算書（様式第3号）

二 補助金の額に変更が生じないとき

- （1）岡山県緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業内容変更承認申請書（様式第5号）
- （2）変更事業計画書（様式第2号）

三 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

- （1）岡山県緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業廃止（中止）承認申請書（様式第6号）

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して10日以内に、次の書類を知事に提出しなければならない。

- （1）岡山県緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業実績報告書（様式第7号）
- （2）耐震改修等実施一覧表（様式第8号）
- （3）収支決算書（様式第3号）

（事業の実施）

第10条 補助事業の実施においては次の各号に定めるほか、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の登録を受けた建築士事務所に所属する同法第2条第1項に規定する建築士が行わなければならない。

一 補強設計事業は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「規則」という。）第5条第1項に定める耐震診断資格者が行わなければならない。

二 耐震改修事業は、規則第5条第1項に定める耐震診断資格者であり、かつ、建築士法第3条から第3条の3まで（補助対象経費に含まれない工事を同時に行う場合、補助対象経費に含まれない工事を含めた範囲を含む。）に定める区分に応じた建築士が確認しなければならない。

（補助事業者の責務）

第11条 補助事業者は、補助事業の申請内容を審査し、適正なものであることを確認しなければならない。

2 補助事業者は、前項の審査を行うにあたって、知事に意見を求めることができる。

3 補助事業者は、耐震改修事業にあつては、中間検査及び完了検査を実施しなければならない。

(公表)

第12条 知事は、耐震改修等事業の結果を公表するものとする。

2 公表の対象となる建築物の種類、公表の方法等は、知事が別に定める。

(取引上の開示)

第13条 耐震改修等事業を実施した建築物を所有する者は、当該建築物を譲渡若しくは貸与しようとするときは、譲受人又は貸借人に、耐震改修等事業の結果を開示しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱のほか、事業に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に補助金を交付すべき事由が生じ、かつ、施行日以降に委託業務又は工事が完了した事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表

事業区分	事業要件	補助対象経費	補助率
補強設計事業	第5条第1項第一号の要件を満たすもの	次に掲げる経費（面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内、2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内を限度とする。） （1）補強設計に係る経費 （2）耐震評価機関の評価取得に係る経費	補助対象経費の6分の1以内で、かつ、市町村が補助する額から国交付要綱に基づく補助金の額を控除した額の2分の1以内。
耐震改修事業	第5条第1項第二号の要件を満たすもの	耐震改修工事（工事監理に係る費用を除く。）に係る経費（ただし、国交付要綱第3第1項第三号に定める額を限度とする。）	補助対象経費の6分の1以内で、かつ、市町村が補助する額から国交付要綱に基づく補助金の額を控除した額の2分の1以内。
除却事業	第5条第1項第三号の要件を満たすもの	除却工事（工事監理に係る費用を除く。）に係る経費（ただし、国交付要綱第3第1項第三号に定める額を限度とする。）	補助対象経費の6分の1以内で、かつ、市町村が補助する額から国交付要綱に基づく補助金の額を控除した額の2分の1以内。